

## 社会福祉法人ラーフ 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ラーフ（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）、及び本法人が設置する委員会の委員（本法人の職員を除く。以下「委員」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等の定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事のことをいい、勤務形態に応じて、次の通りとする。

- (1) 常勤役員 A は、理事長とする。
- (2) 常勤役員 B は、役員と当法人の職員を兼ねる者とする。
- (3) 非常勤役員は、当法人の職員ではない者とする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員 A については、報酬、退職手当及び出張旅費を支給する。
  - (2) 常勤役員 B については、給与規定に基づき、給与として支給する。
  - (3) 非常勤役員については、理事会又は評議員会に出席したとき、別表1のとおり報酬、実費弁償費及び交通費を支払うことができる。また、法人業務を行う場合も同様とする。ただし、評議員会同日にあわせて本法人の業務を行った場合は、重複して支払わないものとする。
- 2 常勤役員 A に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 委員については、委員会に出席した時は、別表2のとおり報酬、実費弁償費及び交通費を支払うことができる。また、法人業務を行う場合も同様とする。ただし、評議員会同日にあわせて本法人の業務を行った場合は重複して支払わないものとする。

### (常勤役員 A 及び常勤役員 B の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員 A に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める基本額と管理額の合計したもの
  - (2) 退職手当については、退職金共済又はそれ相当の一般保険会社の退職金積立解約により退職時に支払われるもの
  - (3) 出張旅費については、旅費規程に準ずる額
- 2 常勤役員 B に対する報酬等の額は、給与規程に基づくものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。
  - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。ただし、業績により支払わない場合がある。
  - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員及び委員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (非常勤役員等の理事会及び評議員会出席報酬等)

## (1) 評議員

	日額
評議員会への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円
交通費	30 円/km+実費(高速道路代)

## (2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円
交通費	30 円/km+実費(高速道路代)

## (3) 監事

	日額
監事監査等への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円
交通費	30 円/km+実費(高速道路代)

別表 2 (委員の委員会出席報酬等)

	日額
委員会への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円
交通費	30 円/km+実費(高速道路代)

別表 3 (常勤役員等の報酬)

役職名	基本額	管理額
常勤役員 A	月額 250,000 円	1 事業所又は 1 部署毎に月額 100,000 円